

市民報告会の実施（案）について

1. 「福島市議会基本条例（素案）」の市民報告会の実施方法について

(1) 目的

福島市議会基本条例を制定するにあたり、市民等と情報を共有しながら多様な意見や専門的知識等を広く求め、意思決定過程で広く素案を公表し、市民参加の機会を保障するとともに、その意見を考慮し、議会基本条例（案）を策定することを目的とする。

(2) 実施時期

平成 25 年 11 月中

(3) 市民報告会開催の周知方法について

- ①福島市議会のホームページへの掲載
- ②福島市議会だよりへの掲載

(4) 報告の内容

「福島市議会基本条例（素案）」

(参考資料) 「福島市議会基本条例（素案）の概要」

(5) 報告会の方法

- ①福島市議会基本条例策定特別委員会（以下「委員会」という。）により議会基本条例（素案）の説明・報告を行った後、市民等からの意見聴取を行う。
- ②報告会における司会進行、報告者、記録者等の報告会運営に必要な事項は、委員会が協議・調整のうえ決定する。

(6) 開催の日時及び場所

日時及び場所については、委員会が協議・調整のうえ決定する。

【案 1】 全一回開催する

【案 2】 複数回開催する

※ 11 月 1 日発行の福島市議会だよりに掲載のため、9 月末日までに開催日時や会場等、詳細な部分まで決定する。

(7) その他必要な事項は要項に定めるものとする。

2. 「福島市議会基本条例（素案）」の市民報告会の実施要項について

別紙（案）のとおりとする。

(別 紙)

「福島市議会基本条例（素案）」の市民報告会実施要項（案）

(目 的)

第1条 福島市議会基本条例（以下「議会基本条例」という。）を制定するにあたり、市民等と情報を共有しながら多様な意見や専門的知識等を広く求め、意思決定過程で広く素案を公表し、市民参加の機会を保障するとともに、その意見を考慮し、議会基本条例（案）を策定することを目的とする。

2 この要項は、議会が実施する「福島市議会基本条例（素案）」の市民報告会（以下「報告会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この要項において「報告会」とは、福島市議会（以下「市議会」という。）が議会基本条例の制定にするにあたり、当該条例の趣旨、目的、内容等の必要な事項を広く市民等に公表し、公表したものに対する市民等からの意見及び情報（以下「意見等」という。）の提出を受け、提出された意見等の概要及び提出された意見に対する議会の考え方等を公表する一連の手續をいう。

(開催時期)

【案1】 全一回開催

第3条 報告会は、福島市議会基本条例策定特別委員会（以下「委員会」という。）が、開催するものとする。

2 報告会は、平成25年11月中に開催するものとする。

【案2】 複数回開催

第3条 報告会は、福島市議会基本条例策定特別委員会（以下「委員会」という。）が、回開催するものとする。

2 報告会は、平成25年11月中に開催するものとする。

(報告内容)

第4条 報告内容は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 「福島市議会基本条例（素案）」
- (2) 「福島市議会基本条例（素案）の概要」

(報告会の役割分担)

第5条 報告会における司会進行、報告者、記録者は、委員会が協議・調整のうえ決定する。

(対象者)

第6条 報告会の対象者は、次のとおりとする。

- (1) 本市の区域内に住所を有する者
- (2) 本市の区域内に事務所または事業所を有する者
- (3) 本市の区域内に存する事務所または事業所に勤務する者
- (4) 本市の区域内に存する学校に在学する者

(報告会の日時・場所)

第7条 報告会の日時及び場所については、委員会が協議・調整のうえ決定する。

(報告会の内容)

第8条 報告会は、委員会による議会基本条例(素案)の説明の後、市民等からの意見聴取を行なうものとする。

(記録)

第9条 記録者は報告会の記録を要点を整理し報告書を作成する。

(意見の処理)

第10条 議会基本条例は、提出された意見を十分考慮し、策定するものとする。

2 提出された意見の概要及びこれに対する議会の考え方並びに基本条例案の修正した場合にあっては当該修正内容及びその理由について公表するものとする。なお、公表の方法については、「福島市議会基本条例パブリック・コメント実施要項」第5条を準用する。

(その他)

第11条 この要項に定めるもののほか、必要な事項が生じた場合は、別に定める。